九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近世日朝関係における外交文書管理体制の研究

藤本，健太郎

https://hdl.handle.net/2324/2235992

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (2)

（様式６－２）

氏　　名	藤本　健太郎
論　文　名	近世日朝関係における外交文書管理体制の研究
論文調査委員	主　査　九州大学　准教授　岩﨑　義則 副　査　九州大学　教授　佐伯　弘次 副　査　九州大学　講師　国分　航士 副　査　九州大学　教授　森平　雅彦

論　文　審　査　の　結　果　の　要　旨

近世日朝間における外交文書の点検・管理は，臨済宗禅僧（玄蘇・玄方・以酊庵輪番僧・清書役僧・東向寺勤番僧）・対馬藩朝鮮方（頭役・真文役）などの人材・組織が担っていた。これら人材・組織は，中村栄孝・長正統・田中健夫・田代和生といった優れた先学らの研究対象となり，各々の個別の意義付けは，半ば定説化している。本論文は，膨大な宗家文書の記録をもとに，こうした先学らの見解に疑問を呈し，また，未検討の事柄については，これを積極的にとりあげる立場から，江戸幕府の開幕期から明治維新期に至る約 260 年間という長期的な時間軸で，日朝間の外交文書の管理体制を論ずるという趣旨で作成された。論文は本論 7 章，序章・終章から成る。

序章では，田中健夫が提示した論点にもとづき，先行研究を整理・俯瞰しつつ，本論の課題を設定する。第 1 章では，17 世紀前半，外交文書に精通した人材，即ち「管文書」に着目し，「柳川一件」によって「管文書」らが処罰されたことから，結果として，五山僧による以酊庵輪番制が導入されたとした。第 2 章では，日朝間における外交文書往復の実態が，18 世紀の事例をもとに示される。第 3 章では，享保 5（1720）年の朝鮮方及び真文役の設置とその意義が述べられ，特に，朝鮮方による外交文書吟味の開始時期が,従来の通説より約 40 年遡り,享保年間とする新説が示された。第 4 章では，家業人の履歴書類の網羅的な調査をもとに，真文役らの系譜が示された。さらに，招聘儒者であった雨森芳洲が，対馬島内の真文役人材を育成した実態が解明された。第 5 章では，18 世紀末期頃，寺社方組頭や倭館々守を歴任した戸田頼母によって，学力不足と評された清書役僧への筆学・儒学が奨励されたこと，また，倭館の東向寺勤番僧に対して，外交文書吟味の統一的な基準を明示するための手引書が編纂されたことの意義が論じられた。第 6 章では，真文役・原田祐助による画期的な清書役中への「儒学修行指南」が，弘化 4（1847）年より正式に開始され，この指南の継続実施に，一定の効果があったことが示された。第 7 章では，慶応 2（1866）～同 3 年の以酊庵廃止命令に対する対馬藩の対応を分析し，廃止以後，同藩による日朝間の外交実務の職掌拡大の実態が解明された。終章では，以上のような日朝間の外交文書の管理体制の特質が，禅僧と対馬藩による二重構造にあったと結論づけた。

本論文では，日朝間の外交文書管理を分掌した禅僧らと対馬藩朝鮮方といった人々や組織との関係性をめぐって，新たな史実が各章において提示された。なお，若干の検討の余地を残すが，近世日朝外交文書管理体制の全体像を描こうとする意欲的な論文であり，当該分野への貢献も大きいものと期待できる。よって，本調査委員会は，本論文の提出者が博士（文学）を授与されるのに，十分な能力を有することを認めるものである。